

子どもたちが夢と希望を持って幸せに暮らせる

「子どもの権利条例」があるまち 北広島市 第5号

子どもの権利

- ◆安心して生きる
- ◆守り・守られる
- ◆健康やかに育つ
- ◆参加する



ニュース！！



コロナ禍の過ごし方・・・他校との違いを知る！

～4まち子どもオンライン交流会～

初めまして。

「子どもの権利条例」があるまちの子どもたちのオンライン交流会が、冬休み中の1月7日に行われました。交流会は、北広島市の他、札幌市、奈井江町、長野県松本市の4市町を結び開催。小学5、6年生9人が「新型コロナウイルスの感染拡大が続く中での過ごし方」や「新しい生活様式の中で、自分たちがやりたい事」をテーマに、意見を交流しました。



北広島市の子どもたち



交流会は、札幌市の高校生が司会を務め、午前10時に開始されました。司会者がテーマに沿って、それぞれから考え方を聞き取り、出された意見は、ボードにイラスト化として表現し、グラフィックレコーディング(議事録)として参加者に知らせる方式で進行しました。

北広島市からは、東部小学校6年生の児童2名が参加。オンラインを使った形式は初めてという事もあり、緊張感もありましたが「他校の子どもたちの考えや意見を知ることが出来て、とても有意義な時間でした」との感想がたくさん寄せられました。



1人1人...!

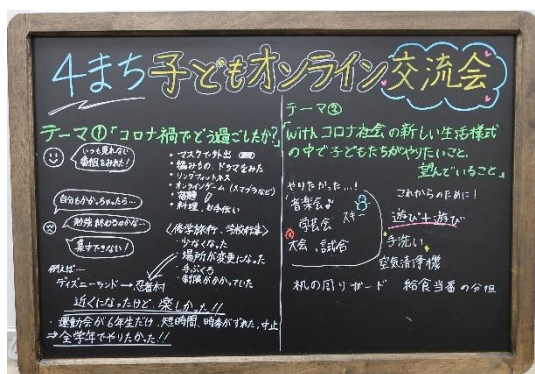
< 意見交流 (抜粋) >

「休校中の過ごし方」

- ・編み物に挑戦！ ・家の手伝いや料理をした。
- ・集中するために家族の前で勉強した。
- ・ランニングを始めた。
- ・友達とオンラインゲームで交流できた。

「コロナ禍で感じた事」

- ・学校行事が減り、修学旅行の場所や日程の変更など残念なこともあったけれど、友達と一緒に過ごせた時間がとても楽しく、嬉しかった。「友達最高！！」



「グラフィックレコーディング (議事録)」

子どもの権利ってどんなこと？ シーズ4

北広島市には、子どもたちが夢と希望を持って幸せに暮らせるまちを目指す「子どもの権利条例」があります。子どもたちには、生まれたときから4つの権利(安心して生きる権利、守り・守られる権利、健やかに育つ権利参加する権利)があり、それは保障されるべきものです。

条文では、子どもは自分の権利が尊重されると同じように、他の友達にも権利があることや相手のことを、思いやり、ともに生きることをうたっています。

条例で定められている4つの権利について、4回シリーズで説明します。

◆参加する権利 (第10条)

子どもは、自ら社会に参加するために、主に次の事が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域などの場で自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 情報提供等の適切な支援を受けられること。



第1回子ども会議風景



第2回子ども会議風景

北広島市では、子どもの権利条例に基づいて、子どもが社会に参加する権利を推進するため「子ども会議」を2019年から開催しています。詳しくは子どもの権利ニュース No1、No.3 をご覧ください。

※2021年は新型コロナ感染拡大防止の為に中止いたしました。
※過去の権利ニュースは、子育てサイトにて掲載しています。

みんなの意見を
まとめます！



子どもの権利救済委員のコラム

「若い皆さんに知ってほしい事」

私がスクールカウンセラーの仕事をしてきて感じるのは、心配事や悩みを自分の内に抱えて苦しい思いをし、とても辛い時があるのに言えない、言わない、人に頼らずじっと耐えている方がかなりいることです。けれど人には誰も限界があるので、その辛さが、具合が悪くて疲れやすい・痛み・不安・抑うつ・学校に行けないなど心身の不調となって現れ、生活がうまくいかなくなる。心や体が悲鳴をあげているのではないのでしょうか。そこで、特に若い皆さんにお伝えしたい。一人では解決できない悩みもあるのです。時に親や先生、相談機関などに、辛い思いを打ち明け助けてもらうことは、恥ずかしいことではありません。元気になったら、今度は誰かを助ける役割に回ればよいのです。

スマホやPCで調べると、皆さんの周りには話を聴いて助けようと待っている相談機関が驚くほど、たくさんあることが分かります。この子どもの権利救済委員会も、その一つです。どうぞ気軽に利用してください。



北広島市子どもの権利救済委員会 会長 油田厚生
(公認心理師、臨床心理士 前・札幌国際大学短期大学部 教授)